

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県報

号外第31号

福 島 県 報

平成23年 4 月15日 金曜日

1

目次

福島県監査委員
○監査公表七件

福島県監査委員

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成23年 4 月15日

- 1 監査実施期間 平成23年 1月31日～平成23年 3月11日
福島県監査委員 鳴 原 吉之助
福島県監査委員 宗 方 直 保
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之
- 2 監査対象機関 公所68箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成21会計年度及び平成22会計年度の財務に関する事務(相馬高等学校ほか1機関は平成21会計年度の事務、環境センサーほか32機関は平成22会計年度の事務)について実施した。
(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
北海道事務所	平成23年 3 月11日	宗方 保 野崎 直実	書面監査	平成22年12月10日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(2) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
環境センサー	平成23年 2月10日	宗方 保 高野 宏之	実地監査	平成23年 1月 7日
原子力センサー	平成23年 3月11日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成23年 2月 4日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(3) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
食肉衛生検査所	平成23年 3月11日	鳴原吉之助 野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 9日
障がい者総合福祉センター	平成23年 3月11日	鳴原吉之助 野崎 直実	書面監査	平成23年 2月10日
郡山光風学園	平成23年 3月11日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成23年 2月 9日
女性のための相談支援センター	平成23年 2月15日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年 1月14日
精神保健福祉センター	平成23年 3月11日	鳴原吉之助 野崎 直実	書面監査	平成23年 2月10日
総合衛生学園	平成23年 2月15日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年 1月14日
環境医学研究所	平成23年 3月11日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成23年 2月 3日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 報償費及び旅費の支払が3か月以上遅延している。
(障がい者総合福祉センター)
 - ・ 住居手当が過支給(1人20,000円)となっている。(郡山光風学園)
 - ・ 現金収納した使用料及び手数料の金融機関への払込みが遅延しており、現金出納簿の整理に適切でないものがある。(精神保健福祉センター)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北家畜保健衛生所	平成23年3月11日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成23年2月15日
会津家畜保健衛生所	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年12月15日
いわき家畜保健衛生所	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成23年1月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 単身赴任手当が過支給（1人13,500円）となっている。

（いわき家畜保健衛生所）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島西高等学校	平成23年2月15日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月12日
福島東高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成23年1月27日
川俣高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成23年1月27日
梁川高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成23年2月8日
保原高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成23年1月26日
安達高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成23年2月8日
本宮高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成23年2月8日
郡山東高等学校	平成23年2月4日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成23年1月7日
郡山高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成23年1月25日
湖南高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年12月8日

須賀川高等学校	平成23年2月4日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年12月17日
須賀川桐陽高等学校	平成23年2月4日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年12月16日
清陵情報高等学校	平成23年2月4日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成23年1月7日
埴工業高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成23年2月4日
石川高等学校	平成23年2月4日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月7日
田村高等学校	平成23年2月8日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月13日
船引高等学校	平成23年2月8日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月12日
小野高等学校	平成23年2月8日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月14日
会津学鳳高等学校	平成23年1月31日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年12月15日
喜多方高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成22年12月15日
喜多方桐桜高等学校	平成23年1月31日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年12月7日
田島高等学校	平成23年1月31日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成22年12月8日
南会津高等学校	平成23年1月31日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成22年12月7日
只見高等学校	平成23年1月31日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年12月8日
平商業高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成23年1月26日
いわき総合高等学校	平成23年3月11日	宗方 保	野崎 直実 書面監査	平成23年1月26日
湯本高等学校	平成23年2月9日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成23年1月12日
小名浜高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成23年2月9日
勿来高等学校	平成23年3月11日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成23年1月26日

双葉高等学校	平成23年 2月 9日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月13日
浪江高等学校	平成23年 2月 9日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月12日
相馬高等学校	平成23年 1月31日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成22年11月10日
相馬東高等学校	平成23年 2月 8日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月12日
小高商業高等学校	平成23年 2月 8日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月14日
小高工業高等学校	平成23年 2月 8日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月13日
いわき聖の杜高等学校	平成23年 3月11日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成23年 1月25日
盲学校	平成23年 3月11日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 9日
聾学校	平成23年 2月10日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月18日
聾学校平分校	平成23年 3月11日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成23年 1月25日
大笹生養護学校	平成23年 3月11日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 4日
郡山養護学校	平成23年 2月 4日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成22年12月15日
須賀川養護学校	平成23年 2月 3日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成23年 1月 7日
西郷養護学校	平成23年 2月 3日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年12月17日
会津養護学校	平成23年 1月31日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成22年12月 8日
平養護学校	平成23年 3月11日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 8日
富岡養護学校	平成23年 2月 9日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1月13日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 物品の購入手続に著しく適切でないものがある。
「事実」

郵便切手について、平成21年 6月 5日に8,000円分を購入手続を行わずに受領し、代金を支払っていない。

「是正・改善等の意見」

物品の購入に当たっては、関係書類を確認するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。(須賀川高等学校)
高等学校授業料収入の債権の保全管理等に著しく適正でないものがある。

「事実」

高等学校授業料について、職員調査日(平成22年12月 7日)現在で未納となっているものが、178件2,100,369円あり、支払確約書などによる時効中断や納入交渉等の徴収事務が十分に行われていない。

「是正・改善等の意見」

「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校内の徴収体制を強化し、適正な債権管理を行い、授業料の未納の解消を図ること。

(喜多方桐桜高等学校)

- 内部牽制が十分機能していないため、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。

「事実」

事務の執行において、内部牽制が十分に機能しておらず、事務処理に多くの誤りがある。

- 1 平成21年度において授業料を免除した2名分について、金額を誤って減額測定している。
- 2 電柱に係る行政財産使用料について、収入科目を誤って測定している。
- 3 教員Aに係る扶養手当及び期末手当について、支給開始日の入力誤りにより過支給となっている。
- 4 教員Bに係る住居手当について、家賃等の額の入力誤り及び支給改定日の認定誤りにより過支給となっている。
- 5 教員特殊業務手当について、支給要件の確認を怠ったため延べ109日分について過不足支給となっている。

「是正・改善等の意見」

事務の執行に当たっては、適切な事務処理と必要な内部牽制が的確に行われるよう、会計事務に従事する職員がその職責や役割を十分理解し、関係規程の遵守を徹底するとともに、事務処理方法等の改善・強化・充実に努めること。
(小名浜高等学校)

- 職員手当の支給に著しく適切でないものがある。

「事実」

1 教員Aにかかる住居手当について、平成22年 4月分から平成22年 6月分まで(3か月分)の家賃が月21,500円減額されているにもかかわらず、誤認定により過支給となっている。

正当支給額 34,500円

既支給額 66,600円
 過支給額 32,100円
 2 修学旅行の生徒引率指導で宿泊を伴う業務について、教員B外14名に
 対する教員特殊業務手当が未支給となっている。

正当支給額 153,000円
 既支給額 0円
 不足支給額 153,000円

「是正・改善等の意見」

職員手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認の上、適正に行うこと。
 (平養護学校)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項

- ・ 教員特殊業務手当の支払が3か月以上遅延している。(福島西高等学校)
- ・ 週休日の振替において、所定期間を超えて振り替えを行っているもの、週休日において勤務を命じたにもかかわらず必要な振替を行っていないものがある。(福島西高等学校)
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(福島東高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人19,800円)となっている。(梁川高等学校)
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(保原高等学校)
- ・ 週休日の振替・半日勤務時間の割振りの変更簿の整理に適切でないものがある。(保原高等学校)
- ・ 週休日の振替において、業務の従事時間が1日の勤務時間に満たないにもかかわらず週休振替を行っている。(安達高等学校)
- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(本宮高等学校)
- ・ 教員特殊業務手当の支払が3か月以上遅延している。(郡山東高等学校)
- ・ 通勤手当が過支給(1人17,600円)となっている。(須賀川桐陽高等学校)
- ・ 通勤手当が過支給(1人19,932円)となっている。(田村高等学校)
- ・ 契約保証金の還付が半年以上遅延している。(田村高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人20,000円)となっている。(船引高等学校)
- ・ 防犯灯について、行政財産使用許可期限が満了しているにもかかわらず、許可手続きがなされていない。(船引高等学校)
- ・ 寒冷地手当が過支給(1人15,200円)、教員特殊業務手当が過支給(1人2,400円)となっている。(小野高等学校)
- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(小野高等学校)
- ・ 単身赴任手当が過支給(1人10,500円)となっている。(会津学鳳高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人10,500円)となっている。(喜多方高等学校)
- ・ 教員特殊業務手当の支払が3か月以上遅延している。(喜多方高等学校)

- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(喜多方高等学校)
- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(田島高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人3,500円)、教員特殊業務手当が不足支給(1人13,600円)となっている。(喜多方桐蔭高等学校)
- ・ 週休日において勤務を命じたにもかかわらず、必要な振替を行っていないものがある。(湯本高等学校)
- ・ 週休日において勤務を命じたにもかかわらず、必要な振替を行っていないものがある。(双葉高等学校)
- ・ 通勤手当が過支給(1人35,500円)となっている。(浪江高等学校)
- ・ 週休日において勤務を命じたにもかかわらず、必要な振替を行っていないものがある。(浪江高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人33,000円)となっている。(相馬高等学校)
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(小高工業高等学校)
- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(小高工業高等学校)
- ・ 住居手当が過支給(1人39,600円)となっている。(いわき翠の杜高等学校)
- ・ 通勤手当の経路認定において、一般に利用し得る最短の経路によらず職員の出経路により認定している。(いわき翠の杜高等学校)
- ・ 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。(いわき翠の杜高等学校)
- ・ 報償費及び旅費の支払が3か月以上遅延している。(韃学校平分校)
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(会津養護学校)
- ・ 旅費の支払において、日額旅費を適用しなかったため過支給(1人8,000円)、夜間帰着に伴う加算をしなかったため不足支給(9名5,850円)となっている。(平養護学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島北警察署	平成23年 1月31日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成22年10月15日
伊達警察署	平成23年 3月11日	嶋原吉之助 野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 3日
二本松警察署	平成23年 3月11日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成23年 2月 2日
石川警察署	平成23年 3月11日	嶋原吉之助 野崎 直実	書面監査	平成23年 2月 3日
棚倉警察署	平成23年 2月 3日	嶋原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成22年12月16日

田村警察署	平成23年 2 月10日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1 月7日
いわき南警察署	平成23年 2 月9日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成23年 1 月13日
双葉警察署	平成23年 2 月9日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成23年 1 月18日
相馬警察署	平成23年 3 月11日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成23年 2 月2日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 自動車の修繕手続きに著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

無線警ら車について、平成21年6月2日から平成21年6月6日までの間に修繕しているが、この期間と異なつた平成21年6月12日から平成21年6月16日までの間に修繕を行っている旨の調書を作成している。

「是正・改善等の意見」

- ・ 自動車の修繕手続に当たっては、チェック体制を強化し、関係書類を確認するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。（いわき南警察署）
- 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 通勤手当が過支給（1人26,700円）となっている。（石川警察署）
- ・ 標識社設置工事において、完了検査で十分確認が行われないまま請負代金が支払われている。（石川警察署）
- ・ 交番相談員の勤務指定について、交番相談員運用要綱に定める週の勤務時間を超えて勤務時間を指定している。（田村警察署）
- ・ 借地上にある行政財産の処分に関して、必要な手続きが十分整わないまま譲渡の決定をしている。（いわき南警察署）
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。（相馬警察署）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。（監査総務課）

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成23年 4 月15日

福島県監査委員 嶋 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保

- 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
- 1 監査実施期間 平成22年 8 月20日～平成23年 3 月11日
 - 2 監査対象機関 本庁 5 箇所及び公所 4 箇所
 - 3 監査の結果
 監査は、平成22会計年度に施工する建築工事及び当該建築物に附帯する設備工事について実施した。

対象機関及び 工事名	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部文書管 財繪室 喜多方合同庁 舎雪冷房シス テム設置工事	平成23年 3 月11日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年 9 月27日 平成23年 2 月24日
県北建設事務 所 県営住宅全面 改善（蓮葉12 号）工事	平成22年 9 月13日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成22年 7 月12日
病院局 会津医療セン ター（仮称） 整備工事	平成22年11月25日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年10月28日
教育庁財務課 大健生養護学 校校舎増改築 工事	平成22年 9 月15日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年 8 月27日
長沼高等学校 長沼高校大規 模改造工事	平成22年12月25日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年 6 月14日 平成22年10月22日
白河美業高等 学校 白河美業高校 校舎大規模改 造工事	平成22年10月25日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年 6 月1日 平成22年10月8日
小名浜高等学 校 小名浜高校校	平成22年10月25日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年 6 月21日 平成22年10月5日

舎前震改修 (1期) 工事					
警察本部警務 部 伊達警察署梁 川交番改築工 事	平成23年 1月31日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成22年 9月17日 平成23年 1月19日
警察本部警務 部 南会津警察署 庁舎改築工事	平成22年 8月20日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成22年 8月 6日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
指摘事項

・ 発注前における工事の設計積算に適切でないものがある。

「事実」

県営住宅全面改善工事の設計積算において、木製建具の採用単価を誤ったため、設計額が過大となっている。

1 工事の名称	県営住宅全面改善(蓬萊12号・建築) 工事
2 内 容	正設計額 255,746,400円 誤設計額 260,407,350円 過大設計額 4,660,950円

〔是正・改善等の意見〕

工事発注は、今回の技術監査における職員調査により設計積算が是正されて適切に執行されたが、工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。

(県北建設事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

対象工事名：喜多方合同庁舎雪冷房システム設置工事

・ 設計積算において、金属工事の採用単価を誤ったため、設計額が過小となっている。
(総務部文書管財総室)

対象工事名：会津医療センター(仮称)整備工事

・ 設計積算において、アスファルト舗装工事の重機回送費を計上しなかったため、設計額が過小となっている。
(病院局)

対象工事名：白河実業高校校舎大規模改造工事

・ 設計積算において、金属製建具工事の採用単価における運搬費を計上しなかったため、設計額が過小となっている。
(白河実業高等学校)

上記以外の監査対象機関の対象工事の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により平成21年度分の財政的援助等について監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成23年 4月15日

福島県監査委員 嶋原吉之助
福島県監査委員 宗方 保
福島県監査委員 野崎 直実
福島県監査委員 高野 宏之

1 監査結果

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
福島県土地開発公社	平成22年 11月25日	当公社の基本財産250,860,000円について 全額出資 高速自動車道生活再建対策等促進事業 費補助金(常磐自動車道) 15,855,710円 地方職員共済組合(団体共済部) 設立 団体負担金 337,912円 土地開発公社事業資金融資債務保証 262,403,586円 いわき四倉中核工業団地造成事業損失 補償 31,259,020円	宗方 保 高野 宏之
財団法人福島県農業 振興公社	平成22年 11月24日	当公社の基本財産565,421,000円のうち 470,137,000円の出捐 農政推進事業補助金(農地保有合理化 事業等運営事業) 6,227,587円 農業改良団体事業補助金(青年農業者 等育成センター運営事業) 18,132,000円 農業改良団体事業補助金(「農」の人 材確保・育成事業(育成センター事業)) 23,664,400円 農政推進事業補助金(農地保有合理化 促進事業) 121,606,000円 農業振興公社運営資金貸付金 1,730,000,000円 農業生産法人出資育成事業資金貸付金 4,500,000円 就農支援資金貸付金 151,817,000円 農地保有合理化事業資金損失補償(新 一般タイフ・小作料前払資金)	嶋原吉之助 野崎 直実

				148,914,713円 農地保有合理化促進事業資金損失補償 (担い手支援農地保有合理化事業) 92,298,564円 農業振興公社運営資金損失補償 1,640,000,000円				
福島県道路公社	平成22年 11月24日	当公社の基本金1,315,000,000円について全額出資 西吾妻有料道路無料開放に伴う負担金 90,038,712円 高森熱海有料道路無料開放に伴う負担金 120,079,703円 那須甲子有料道路無料開放に伴う負担金 180,155,930円 公共併用負担金 23,807,000円 団体共済掛金負担金 1,096,854円 不動産廢地区電気料等負担金 77,697円 磐梯吾妻道路管理運営資金貸付金 614,280,000円 福島空港道路管理運営資金貸付金 931,404,000円 磐梯山有料道路管理運営資金貸付金 590,049,000円 磐梯山有料道路引継価格支払資金貸付金 127,239,913円 道路公社事業資金融資債務保証 3,993,800,000円	鳴原吉之助 野崎 直実					
財団法人福島県下水道公社	平成22年 11月26日	当公社の基本財産68,850,000円のうち 34,500,000円の出捐	宗方 保 高野 宏之					
財団法人福島県文化振興事業団	平成22年 11月30日	当事業団の基本財産2,000,000円について全額出捐 文化センター利用料金免除事業補助金 12,810,000円 埋蔵文化財管理事業補助金74,622,641円 文化財センター整備事業補助金 26,726,987円 文化センター指定管理料 232,541,000円 文化財センター白河館指定管理料 233,699,000円	鳴原吉之助 野崎 直実					
財団法人福島県国際交流協会	平成22年 11月26日	当協会の基本財産625,412,468円のうち 373,000,000円の出捐 国際交流協会事業補助金 26,031,000円	鳴原吉之助 野崎 直実					
財団法人福島県総合社会福祉基金	平成22年 11月24日	当基金の基本財産3,880,281,288円のうち 2,493,567,656円の出捐	鳴原吉之助 野崎 直実					
財団法人私立学校教職員退職金財団	平成22年 12月13日	私立学校教職員退職手当資金給付事業費補助金 155,527,000円	宗方 保 野崎 直実					
財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	平成23年 1月12日	青少年健全育成推進事業補助金 28,378,688円 男女共生センター指定管理料 221,050,284円	宗方 保 野崎 直実					
福島県中小企業団体中央会	平成22年 11月30日	中小企業連携組織対策事業費補助金 141,800,000円	宗方 保 高野 宏之					
財団法人福島県青果物価格補償協会	平成22年 12月13日	青果物価格安定資金造成事業補助金 75,116,000円 特定野菜価格安定資金造成事業補助金 52,293,000円 野菜生産出荷安定資金造成事業補助金 36,817,000円	宗方 保 野崎 直実					
学校法人コンプレックス・ド・ノートルダム	平成23年 1月12日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 330,418,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革推進特別補助) 14,119,400円 私立学校運営費補助金 (過疎地域の私立高等学校に対する特別補助) 285,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 7,254,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 1,810,000円 結核予防事業費等補助金 116,298円	鳴原 之助 高野 宏之					
学校法人帝京安積学園	平成23年 1月12日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 285,087,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革推進特別補助) 200,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 30,628,600円	鳴原 之助 高野 宏之					
学校法人日本大学	平成23年 1月19日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 304,580,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革推進)	宗方 保 野崎 直実					

		特別補助) 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 15,039,000円	600,000円	
学校法人石川義塾	平成23年 1月26日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 220,019,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革推進特別補助) 718,600円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 19,076,000円 結核予防事業費等補助金 84,821円		嶋原 宏之助 高野 宏之助
学校法人今泉学園	平成23年 1月31日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 88,285,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 3,240,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補助金 11,368,000円 安心こども基金特別対策事業補助金 1,410,000円 私立専修学校運営費補助金 2,869,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 2,601,600円		嶋原吉之助 高野 宏之助
学校法人本田学園	平成22年 12月13日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 78,764,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 2,710,000円 安心こども基金特別対策事業補助金 444,000円		宗 野 保 直実
学校法人星学園	平成23年 1月31日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 62,754,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 2,510,000円 安心こども基金特別対策事業補助金 71,000円		嶋原吉之助 高野 宏之助
社会福祉法人愛親福祉会	平成23年 1月12日	軽費老人ホーム事務費補助金 18,081,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 2,194,100円 老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担 (補助) 金 66,000,000円		嶋原吉之助 高野 宏之助

財団法人福島県都市公園・緑化協会	平成22年 11月26日	あづま総合運動公園指定管理料 566,275,000円 あづま総合運動公園クライミソングラウンド指定管理料 362,000円 福島空港公園指定管理料 105,760,000円 達瀬公園指定管理料 21,551,000円 総合緑化センター指定管理料 38,836,000円	宗方 保 高野 宏之助
------------------	-----------------	--	----------------

以上の20法人に対する県の財政的援助等に係る出納その他の事務の監査結果は、適正に執行されたものと認められた。

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
公立大学法人福島県立医科大学	平成23年 1月12日	当大学の資本金29,767,011,509円について全額出資 公立大学法人運営費交付金 7,512,544,000円 医師定着促進費補助金 2,841,000円 病院内保育所推進事業費補助金 522,000円 緊急被ばく医療施設等整備事業費補助金 5,404,381円 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金 11,768,000円 地域がん診療連携拠点病院整備事業補助金 17,114,000円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 9,000,000円 救急医療施設運営事業費補助金 (救命救急センター運営事業) 66,440,000円 救急医療施設運営事業費補助金 (ドクターヘリ導入促進事業) 166,962,000円 公立大学法人補助金 (解剖実習室環境改善事業) 53,526,900円 公立大学法人補助金 (病院等施設・整備再生事業) 203,039,550円 公立大学法人補助金 (医科大学講座研究室における局所廃棄設備事業) 40,150,000円 公立大学法人補助金 (医科大学附属病院空調機更新事業) 871,500円 公立大学法人補助金 (医科大学附属病院外壁タイル剥離部分改修事業) 12,031,500円 公立大学法人補助金 (医科大学昇降機	宗方 保 野崎 直実

		遮煙改修事業) 公立大学法人補助金 (医学部定数増対応事業) 9,140,000円 公立大学法人補助金 (L1教室整備事業) 102,592,875円 公立大学法人補助金 (L1教室整備事業) 33,600,000円 公立大学法人補助金 (医学部実習室冷房設備設置事業) 10,485,000円 公立大学法人補助金 (ボクサーヘリポート防風柵等設置事業) 27,279,000円 公立大学法人補助金 (診療体制整備事業) 104,000,000円 公立大学法人貸付金 710,000,000円	
--	--	---	--

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 総務部及び保健福祉部)
 「指導事項」

- 人札事務手続に適切でないものがある。(機器賃貸契約について、設計額を算出しないまま、人札同、公告を行っている。)
- たな卸資産の経理に適切でないものがある。(たな卸を行っている資産がある。また、受払の記録を行っていないものがある。)
- 住宅手当の支給に適切でないものがある。(返納額が27,000円不足している。)

監査対象法人等 公立大学法人会津大学	執行年月日 平成23年 1月18日	監 査 の 対 象 当大学の資本金19,304,393,953円について全額出資 公立大学法人運営費交付金 3,176,835,000円 公立大学法人補助金 (電源立地地域対策交付金 (短期大学部調理実習室整備事業)) 15,983,100円 公立大学法人補助金 (会津大学電話交換機更新事業) 2,835,000円 公立大学法人補助金 (会津大学照明システム更新事業) 19,410,000円 公立大学法人補助金 (会津大学UBIC棟屋外防水補修事業) 6,370,000円 公立大学法人補助金 (会津大学厚生棟屋上防水補修事業) 1,530,000円 公立大学法人補助金 (会津大学松長公舎A棟外壁改修事業) 11,570,000円	担当監査委員 嶋原吉之助 高野 宏之
-----------------------	----------------------	---	--------------------------

		公立大学法人補助金 (会津大学松長公舎B棟外壁改修事業) 9,960,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部防犯カメラ設置事業) 5,155,500円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部北棟屋上防水補修事業) 5,280,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部南棟屋上防水補修事業) 4,830,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部北滝沢公舎屋上防水補修事業) 1,400,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部北棟外壁補修事業) 8,060,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部南棟外壁補修事業) 6,880,000円 公立大学法人補助金 (会津大学短期大学部北滝沢公舎外壁補修事業) 2,960,000円	
--	--	--	--

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 総務部)
 「指導事項」

- 週休日の振替に適切でないものがある。(週休日の3時間30分の勤務に対して、半日勤務時間の割り振りの変更を行っている。)
- 工事請負費の前払金事務手続に適切でないものがある。(会津大学工事請負契約約款に定める時期を遅延して前払金を支払っている。)

監査対象法人等 公益財団法人福島県産業振興センター	執行年月日 平成22年 11月30日	監 査 の 対 象 当センターの基本財産1,762,427,437円のうち1,222,999,000円の出捐 経営支援プログラサ等運営事業費補助金 86,968,835円 輸送用機械関連企業振興事業費補助金 3,658,457円 小規模企業者等設備資金貸付事業運営費補助金 4,557,000円 下請中小企業振興事業費補助金 42,445,000円 産業振興センター技術支援事業運営費補助金 54,695,000円	担当監査委員 宗方 保 高野 宏之
------------------------------	-----------------------	---	-------------------------

		うつくしま次世代産業集積プロジェクト補助金 42,419,780円 小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備資金貸付事業資金) 4,557,000円 小規模企業者等設備導入資金損失補償 126,320,000円 中小企業振興館(起業支援室を除く。)指定管理料 75,638,319円 ハイテックラザ(一部)指定管理料 11,144,000円 産業交流館指定管理料 80,016,423円	
--	--	--	--

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 商工労働部)
「指導事項」
・ 講師謝金及び旅費の支払時期に適切でないものがある。(セミナーの講師謝金及び旅費の支払が大幅に遅延している。また、勘定科目に誤りがある。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県観光物産交流協会	平成22年11月30日	当協会の基本財産917,600,000円のうち500,000,000円の出捐 観光物産交流協会運営事業補助金 72,004,000円 ふくしまふるさと産品振興事業補助金 13,855,000円 県産品首都圏販路開拓支援事業補助金 9,881,000円 うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイレ普及事業資金貸付金 39,737,800円 事業資金融資損失補償 27,790,400円 観光物産館指定管理料 19,700,000円 天鏡閣指定管理料 12,543,000円	宗方 保 高野 宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 商工労働部)
「指導事項」
・ 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の算出に適切でないものがある。(消費税及び地方消費税の申告により、補助金の一部返還が必要となったにもかかわらず、補助金に係る消費税等の仕入控除税額を算出せず、県に対

して報告を行っていない。) (県からの補助金について、貸借対照表の表示に適切でないものがある。 (県から必要額が特定資産に計上されていない。))
・ 物産品売上に係る会計処理に適切でないものがある。(物産品売上に於いて、収入の発生順に会計処理すべきところ、まとめて会計帳簿に計上しているものがある。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社団法人福島県林業公社	平成22年11月25日	当公社の基本金31,500,000円のうち10,000,000円の出資 造林補助金 81,813,471円 林業基盤整備資金利子助成事業補助金 18,509,992円 林業公社運営事業補助金 10,240,896円 道路網整備地域連携モデル事業補助金 42,000,000円 条件不利地域森林整備促進事業補助金 86,000,000円 林業公社繰上償還資金貸付金 1,975,613,643円 林業公社事業資金貸付金 861,684,000円 林業公社事業資金融資損失補償 1,471,540,643円	宗方 保 高野 宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 農林水産部)
「指導事項」
・ 外業人夫の賃金支払いの事務手続きが適切でない。(森林組合を通じて賃金を支払っている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人ふくしま海洋科学館	平成23年1月19日	当館の基本財産150,000,000円について全額出捐 利用料金免除事業補助金 35,000,000円 ふくしま海洋科学館指定管理料 457,885,000円	宗方 保 野崎 直実

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 企画調整部)

〔指導事項〕

- ・ 週休日の振替に適切でないものがある。(新たな勤務日1日分を半日ずつ2回に分けている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県電源地域振興財団	平成22年 11月25日	当財団の基本財産30,000,000円について 全額出捐 電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業補助金 6,752,032円 電源地域振興・「スポーツの里」拠点活性化事業補助金 308,209,000円 電源地域振興・広報交流事業補助金 13,864,200円 電源地域振興・地域資源活性化事業補助金 214,913,000円 電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業補助金 92,907,908円 電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業補助金 82,178,000円	宗方 保 高野 宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 企画調整部)
〔指導事項〕

- ・ 企業会計原則等に照らし、適正を欠いているものがある。(会計処理規程について、公益法人会計基準に則った改正が行われていない。また、流用が認められていない科目について、流用を行っている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人ふくしまフネス・エコ・ライフ財団	平成22年 11月30日	当財団の基本財産220,000,000円について全額出捐 ふくしま県民の森利用料金減免補助事業補助金 3,109,575円 ふくしま県民の森指定管理料 44,874,000円	嶋原吉之助 野崎 直実

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 農林水産部)
〔指導事項〕

- ・ 固定資産の減価償却に適正でないものがある。(減価償却を定額法で行う

ところ定率法で行っている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県きのこ振興センター	平成22年 12月13日	当財団の基本財産300,000,000円のうち180,000,000円の出捐 きのこ振興センター運営費補助金 4,319,293円 農産振興事業補助金(省資源型生産システム推進事業) 688,000円	宗方 保 野崎 直実

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 農林水産部)
〔指導事項〕

- ・ 職員手当の支給に適切でないものがある。(扶養手当の78,000円及び期末手当の17,226円が過支給となっている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県トラック協会	平成22年 12月13日	運輸事業振興助成交付金 447,303,000円	嶋原吉之助 高野 宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 生活環境部)
〔指導事項〕

- ・ 工事の設計積算に適切でないものがある。(盛土の設計額が過大となっている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県体育協会	平成22年 11月26日	保健・体育・スポーツ関係団体運営事業費補助金 1,750,000円 双葉地区教育構想推進事業費補助金 17,683,223円 体育・スポーツ振興事業費補助金 177,321,308円 うつくしま広域スポーツセンター事業負担金 74,047,000円	嶋原吉之助 野崎 直実

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 企画調整部)
 「指導事項」
 ・ 超過勤務手当の支給に適切でないものがある。(16,942円が過支給となっている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
学校法人温知会	平成23年 1月31日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 146,902,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 10,998,000円 結核予防費等補助金 65,604円 看護師等養成所運営費補助金 17,033,000円 私立専修学校運営費補助金 1,178,000円	宗方 保 野崎 直実

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 総務部)
 「指導事項」
 ・ 補助対象経費に適切でないものがある。(補助対象外経費を含めて積算等をしていいる。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社会福祉法人心愛会	平成23年 1月18日	軽費老人ホーム事務費補助金 59,107,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 5,676,000円 障がい者及び障がい児施設整備資金利子補給金 664,000円 結核予防事業費等補助金 85,932円	嶋原吉之助 高野 宏之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 保健福祉部)
 「指導事項」
 ・ 補助対象経費に適切でないものがある。(事務費本人徴収額算定に誤りがある。)

(監査総務課)

監査公表第 10号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。
 平成23年 4月15日

福島県監査委員	嶋原吉之助
福島県監査委員	宗方保
福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之

(監査総務課)

監査公表第 11号

平成22年11月12日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
 平成23年 4月15日

福島県監査委員	嶋原吉之助
福島県監査委員	宗方保
福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之

22財第2073号
 平成22年12月28日

福島県監査委員 嶋原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之
 様

定期監査に係る措置状況について (通知)
 平成22年10月27日付(け)22福監第158号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
 (別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 県中地方振興局
 監査対象年度 平成21年度
 監査実施年月日 平成22年 8月26日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 支出事務の執行において著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 廃食油リサイクル・BDF利用推進検討会の平成21年5月の現地調査と6月の会議実施時に購入したお茶代について、それぞれ1週間後に請求書を日付け未記入のまま受け取り、支出処理を行わず放置し、平成22年1月に請求書に日付を書き加えて、大幅に遅延して支払っている。</p> <p>また、現地調査の貸切バス代についても、平成21年5月に請求書を受け取っていたが、支出処理を行わず放置し、平成22年1月に改めて日付未記入の請求書を受け取りその請求書に日付を書き加えて、大幅に遅延して支払っている。</p> <p>さらに、委員の謝金及び旅費についても、平成22年2月に支払うなど、支払が大幅に遅延している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法令等に基づき適正かつ正確に行うこと。</p>	<p>廃食油リサイクル・BDF利用推進検討会に係る支出事務の執行については、内部手続が複雑であったことから、今後は事業を実施した課において一連の事務処理をすることに改めました。</p> <p>また、職場内研修を実施し意識改革を図り、関係法令等に則り適正な事務処理に努めるとともに、再発を防止するため複数の職員でチェックするなど、内部牽制を強化してまいります。</p>
<p>1 監査対象 監査対象機関 企画調整部 監査対象年度 平成21年度 監査実施年月日 平成22年10月14日</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>定期監査に係る措置状況について</p>
指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	当該重要物品につきまして、譲与手

<p>物品の管理に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 重要物品である馬2頭について、譲与等の手続がないまま民間団体に無償譲渡している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 物品の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。 (文化スポーツ局)</p>	<p>続を経ずに譲与されていた事実が平成21年4月24日に判明したため、平成21年6月9日に譲渡のための物品不用決定の手続を行っております。</p> <p>譲与等の手続がなかったことについて、平成22年10月14日の監査結果通知を受け、同日、局内で打合せを行い、物品の厳正な管理と事務処理の遅延や脱漏の防止に向けた複数職員によるチェック体制の確立を申し合わせ、全職員へ周知徹底を図りました。</p> <p>今後も内部牽制体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
--	--

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

<p>1 監査対象 監査対象機関 保健福祉部 監査対象年度 平成21年度 監査実施年月日 平成22年10月13日</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>平成21年度分の不足徴収67件85,750円については、平成22年11月18日までにすべて県に収納しました。</p> <p>社会福祉法人甲において、診断書等の収入状況一覧表を作成して、手数料の徴収誤りを防止するとともに、内部チェック体制を強化することとしました。</p> <p>担当課において、同法人の調定が適正に行われているかを適宜訪問確認するとともに、同法人から県へ手数料を送金する際にも、その内容について同法人と県双方において複数の職員で確認することとし、今後はこのようなことがないよう、適切な事務処理に努めます。</p>
指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 病院手数料に係る収入の調定事務に著しく適切でないものがある。	
「事実」 太陽の国病院の手数料について、徴収事務の受託者である社会福祉法人甲が、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書と精神障害者手帳申請書に添付する診断書の手数料の額を誤って過少徴収をしていたものが65件不足額81,250円、徴収していなかつたものが2件4,500円あつたにもかかわらず、収入権者として適切な確認をせずに徴収額をそのまま調定していた。	
このため、平成21年度分は、67件85,750	

<p>円の不足徴収となっている。 「是正・改善等の意見」 手数料の収入に当たっては、関係規程に基づき適正に調定をすること。 (保健福祉総室)</p>	
--	--

1 定期監査に係る措置状況について (別紙)

<p>1 監査対象 監査対象機関 保健福祉部 監査対象年度 平成21年度 監査実施年月日 平成22年10月13日</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>指摘事項</p> <p>「指摘事項」 旅費事務の執行において、著しく適切を欠いているものがある。 「事実」 平成21年度中の旅行件数807件中492件については旅行終了から3か月を超えて旅費を支払っており、また、復命書の提出が旅行終了から半年以上遅れて提出されているものが散見されるなど、著しく適切を欠いた事務執行を行っている。 「是正・改善等の意見」 旅費事務の執行に当たっては、内部のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適切に行うこと。 (自立支援総室)</p>	<p>措置状況</p> <p>所属職員に対して、旅行終了後には速やかに復命登録を行うことを周知徹底しました。 予算確認者(2人)が毎日システム上で旅費の予算確認待ちのものをチェックし、基本的にその日のうちに予算確認を行い、速やかな旅費の支払いに努めています。 予算確認者(2人)が定期的にシステム上で旅費の申請状況をチェックし、手続きが完了していないものについては該当者に連絡して、旅費の支払いもれが発生しないよう努めています。</p>
---	---	--

1 定期監査に係る措置状況について (別紙)

- 1 監査対象
監査対象機関 保健福祉部
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年10月13日

2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>「検討事項」 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収入未済が多額に上っており、事務の執行に検討を要する。 「事実」 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は年々増加しており、平成21年度未の収入未済額は22,460件、135,339,626円の多額に上っている。 これは、貸付金の償還事務は本庁が行うこととなっているが、未納者との交渉は各保健福祉事務所が行っているなど、その責任の所在があいまいとなっているとともに、各保健福祉事務所における未納者との交渉は主に嘱託職員に任せているなど、収入未済の解消に向けた取り組みが不十分である。 また、借受者から納付方法として「口座振替制度」の導入を以前から要望されているが実現されていない。 ついでには、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収入未済の解消及び借受者の利便性向上のため、償還事務の見直しをはじめとする母子寡婦福祉資金貸付金の事務取扱いに検討を要する。 (自立支援総室)</p>	<p>貸付期間を終えて据置期間に入った借受者と早期に連絡をとり、経済・生活状況等を把握し、償還に対する意識付けや償還指導を行うことで、現年度分の収入確保を図ります。 借受者・連帯借受者・保証人に対する督促、戸別訪問(実施回数、夜間訪問)による徴収を継続して実施するとともに、必要に応じて、市町村、民生委員等と連携を図り対応します。 ケース検討会の開催回数を増やすとともに、債権回収実施後、効果が現れなかった案件については、フォローアップして再度検討を重ねるなど、効率的、効果的な債権回収に努めます。 平成22年11月26日に本庁児童家庭課と各保健福祉事務所の担当者による母子寡婦福祉資金貸付金の償還収入未済対策を検討する連絡会議を開催し、 (1) 貸付金償還事務の調定にかかる借入者への納入通知書発行については「母子・寡婦福祉資金関係事務の電子計算組織による事務処理要綱」により本庁で行う。 (2) 未納者との交渉は「母子及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」により各保健福祉事務所の社会福祉主事、母子自立支援員及び母子福祉協力員が家庭訪問等を行い適切な指導を行う。 以上の(1)、(2)について再確認を行うとともに、「母子及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」に基づき、全体的な事務の進め方や本庁と保健福祉事務所との役割分担、責任の所在等についても再確認を行いました。</p>

なお、今後とも償還金収入未済の解消に向けた取り組みを図るため、同連絡会議を定期的に開催します。
母子寡婦福祉資金貸付金の償還金収入未済解消の取組が円滑に行えるようするため、母子自立支援員と担当者の資質向上を目的とした業務研修会を平成22年12月21日に開催しました。
なお、今後とも同研修会を定期的に開催します。
母子寡婦福祉資金貸付金の借受者に対する利便性向上や償還金の収入率向上を目的とした償還金の口座振替システムについて、平成23年度上半期中に振替が可能となるよう作業を進めています。

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象
監査対象機関 商工労働部
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年10月7日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 公有財産貸付事務（県有特許権実施許諾事務）において、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 株式会社甲外2社との県有特許権実施契約更新に当たり、前契約の実施許諾期間満了後約4か月から1年2か月経過後に、実施許諾期間の始期を前契約の終期の翌日にさかのぼって契約を締結している。 2 県有特許権等実施許諾台帳の整備がなされていない。</p>	<p>指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施許諾台帳を整備しました。 2 未調定の一時金（2件）については、平成22年9月16日に収入調定を行うとともに、受理している実施状況報告書（5件）について、平成22年11月12日までに経常実施料の収入調定を行いました。 3 実施状況報告書未提出の6件について、企業に対し提出の指示を行いました。 <p>また、提出された実施状況報告書を</p>

- 3 株式会社乙外1社との県有特許権実施契約に係る一時金（2件、202,583円）の収入調定が行われていない。
- 4 株式会社甲外1社に係る県有特許権等の経常実施料について、平成20年度分の県有特許権等実施状況報告書（5件、94,698円）を受理しているにもかかわらず収入調定を行っていない。
- 5 株式会社甲外2社に係る平成21年度の県有特許権等実施状況報告書（6件）が期限までに提出されていないにもかかわらず、提出の指示等を行っていない。

「是正・改善等の意見」
公有財産貸付事務に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、内部牽制及び指導体制を強化すること。
(商工労働総室・産業振興総室)

もとに、平成22年11月12日までに39,573円について収入調定を行いました。
4 上記、一時金・経常実施料の納入について、平成22年11月30日までにすべて確認しました。
今後は、現在作成している部内取扱マニュアルに基づき、内部牽制の強化を図るとともに、関係課及び機関と連携しながら、役割分担の明確化及び情報の共有化を徹底することで公有財産貸付事務の適正化を図ってまいります。

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象
監査対象機関 ハイテクプラザ
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年7月29日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 証紙収入事務において、著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」 試料調整に係る手数料について、福島県ハイテクプラザ条例及び同施行規則において1試料につき1,900円と定められているが、使用料及び手数料料金表パンフレットを作成する際に、条</p>	<p>平成21年度過徴収分、522件、522,000円については、平成22年8月25日に還付を終了しました。 また、速やかにホームページに修正後の料金表を掲示するとともに、修正後の料金表パンフレットを配布するなどして、関係機関へ正規料金を周知しました。 今後、料金表パンフレットの作成等に当たっては、条例及び規則との突き合わせ</p>

<p>例等との場合を行わず、改定に向けて検討した工程別に分けた料金をそのまま記載し、その後も突合を怠っていた。このため、誤った料金表に基づき、4工程以上の場合は2,900円徴収しており、平成21年度分は522件、522,000円の過徴収となっている。</p> <p>1 正当料金 1 試料につき 1,900円 2 誤料金 3 工程以内 1,900円 4 工程以上 2,900円</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 手数料の収入に当たっては、関係規程に基づき適正に徴収すること。</p>	<p>せや複数の職員によるチェックを行うなど、確認体制を強化するとともに、誤徴収防止に向けたチェックシートを含む事務処理要領を策定し、全職員に周知徹底するなど、関係規程に基づく使用料及び手数料の適正な徴収に努めてまいります。</p>
---	--

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象 相双農林事務所
監査対象機関 平成21年度
監査対象年度 平成22年 8月 4日
監査実施年月日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔指摘事項〕 工事請負変更契約の事務手続きに著しく適切でないものがある。</p> <p>〔事実〕 当初契約内容と一体性がないにもかかわらず、施工位置が離れ発注種別の異なる工種について変更契約を締結している。</p> <p>1 工事の名称 かんがい排水事業 (一般型) 2103 工事 富岡地区 2 工事の場所 双葉郡富岡町大字上手岡字片倉地内</p>	<p>契約の変更につきましては、当初契約内容と一体的かつ密接不可分な工事とし、その他事業推進のための追加工事は新たな発注とするなど、適正な事務の執行に努めます。</p>

<p>3 発注種別の異なる工種</p> <p>① トンネル部の電線管路工、管路補強工 ② 制水弁施設への電力引込工 ③ 用水路管路通路の法面工</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 工事請負変更契約 (設計図書の変更) の事務手続きに当たっては、変更の内容等を勘案し適正に行うこと。</p>	
---	--

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象 土木部
監査対象機関 平成21年度
監査対象年度 平成22年 9月 8日
監査実施年月日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔指摘事項〕 支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。</p> <p>〔事実〕 社団法人甲の平成20年度年会費45万円の支出事務において、平成20年7月に請求書を受け取りながら放置し、平成21年2月に改めて請求書を受け取ったにもかかわらず、平成21年8月5日に過年度支出している。</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法令等に基づき適正かつ正確に行うこと。 (道路総室)</p>	<p>負担金の支出事務を適正かつ確実にを行うため、請求書受理から支払までの「確認表」を作成して、進捗管理をすることともに、関係課間の連絡・確認を緊密に行うこととし、チェック体制を整備しました。</p>

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象

監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 平成21年度
 監査実施年月日 平成22年8月26日
 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 占用料の調定事務が適切でなく、収入遅延となっている。 「事実事項」 平成21年度道路敷占用料及び河川敷占用料収入について、年度当初に調定しているが納入通知書を発付していないものがあるなど事務処理が不適切であり、納期限から3か月以上遅延して収入となっているものが39件、45,018,055円の多額となっている。 「是正・改善等の意見」 占用料の調定及び収入事務に当たっては、関係規程に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>占用料の調定及び収入事務については、所内の関係者間で適切な事務手続の確認を行い、調定後速やかに納入通知書を納入義務者に発付し、納期限内に納入されるよう、財務規程に基づき適正な徴収管理に努めてまいります。</p>
<p>「指摘事項」 契約事務において、著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 市町村除雪委託契約において、単価契約にない業務が行われていたにもかかわらず、変更契約等が行われていないまま請求のあった額が支払われている。 1 委託期間 平成21年12月1日～平成22年3月31日 2 単価契約にない業務 トラクタシヨベル 規格0.5㎡ 3 1時間当たり単価 8,982.75円 4 支払額 116,775円（1月～3月実績合計、稼働時間13時間）</p>	<p>業務委託契約について、下記のとおり適正な事務執行に努めます。 1 委託契約における受託者の業務内容と契約内容に相違がないか、厳正に確認します。 2 契約済みの委託契約の内容と異なる業務が発生する場合には、事前に協議を行い適正な手続を行うよう、受託者に周知徹底します。 3 契約事務において、複数の職員による確認を行うなど、内部牽制の強化を図ります。</p>

「是正・改善等の意見」
 委託業務に変更が生じる場合には、あらかじめ発注者と受注者が協議を行い、変更契約を締結するなど、適正な契約事務を行うこと。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象 監査対象機関 南会津建設事務所
 監査対象年度 平成21年度
 監査実施年月日 平成22年7月30日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県費補助金の交付申請よりも前に着手があったと認められる事業について、補助金交付決定をしているものがある。 「事実」 市町村下水道事業費補助金（未普及解消下水道事業）について、福島県土木事業補助金交付要綱に定めがないにもかかわらず、交付申請よりも前に着手があったと認められる事業をもって補助対象事業とし、事業主体A町長からの申請どおりの内容で県費補助金の交付を決定している。 平成21年4月8日 土木事業指令前着工届（A町長発） 内容：下水道事業着手4月8日予定他 4月13日 下水道事業補助金内示通知（建設事務所長発） 6月30日 土木事業補助金交付申請書（A町長発） 内容：下水道事業着手4月8日他</p>	<p>今後は、補助金の交付事務について適正な事務処理に努めます。具体的には、以下のとおり事務処理の改善を図ります。 1 内示段階においては、県から補助事業者への内示を速やかに行うとともに、申請書提出期限を設けて申請を誘引します。 2 交付決定段階においては、申請内容を補助金交付規則、補助金交付要綱に照らして、事業の内容、実施期間、事業費、補助対象経費及び収支予算の状況を十分に確認して、適正に交付決定を行うこととします。 なお、当該事業の指令前着手については、平成10年11月30日付け土木部長通知「福島県土木事業補助金交付要綱の一部改正に伴う事務取扱」で基本的な考え方が示されています。 ついては、補助事業の適正な執行が図れるよう、当該事務取扱いの見直し等を本庁機関に協議してまいります。</p>

<p>7月6日 土木事業補助金交付決定指 令 (建設事務所長発) 「是正・改善等の意見」 補助金の交付決定に当たっては、関 係規程に基づき適正に行うこと。</p>	
---	--

- 1 定期監査に係る措置状況について (別紙)
- 1 監査対象 相双建設事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年 8月3日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計業務委託変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。 「事実」 橋梁設計を目的としていた当初の設計業務委託契約について、場所及び目的の異なる用木路の管渠設計を追加して変更契約を締結している。</p> <p>1 委託業務の名称 設計委託 (電源立地促進費)</p> <p>2 委託業務の場所 広野小高線 双葉郡広野町大字下北迫地内</p> <p>「是正・改善等の意見」 設計業務委託の変更契約締結に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>契約の変更に当たっては、当初契約との一体性について十分な確認を行います。また、複数職員によりチェック体制を徹底するとともに、適正に事業を執行するとともに、より一層の競争性、透明性の確保に努めてまいります。</p>
<p>「指摘事項」 工事請負変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。 「事実」</p>	<p>契約の変更に当たっては、当初契約と一体性がない変更を実施しないこと及び複数職員によるチェック体制を徹底することを確認し、適正に事業を執行すること</p>

<p>請負工事において当初契約した工事区域が用地買収困難となったことから、河川改修計画区間内ではあるが、本来別途契約とすべき別の区域を施工区域として設計変更し実施している。</p> <p>1 工事の名称 河川改良工事木戸川筋</p> <p>2 最終契約額 22,225,250円</p> <p>「是正・改善等の意見」 工事請負変更契約 (設計図書の変更)の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘察し適正に行うこと。</p>	<p>ともに、より一層の競争性、透明性の確保に努めてまいります。</p>
--	--------------------------------------

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象 いわき建設事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年 8月26日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 工事請負変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。 「事実」 工事請負変更契約において、当初契約した工事区域より相当離れた、本来別途契約とすべき別路線を変更で追加し実施している。</p> <p>1 工事の名称 地方特定道路整備工事日立いわき線</p> <p>2 工事の場所 いわき市勿来町窪田地内</p> <p>3 最終契約額 21,102,200円</p>	<p>契約の変更に当たっては、現地を十分精査し、適正な設計・積算に努めるとともに、本体工事と関連のない工事にあつては新たに発注することを徹底し、より一層の競争性及び透明性の確保に努めます。</p>

(別紙)

〔是正・改善等の意見〕
 工事変更契約の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘案し適正に行うこと。

(監査総務課)

監査公表第12号

平成23年 2月15日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
 平成23年 4月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直実
 福島県監査委員 野崎宏之
 福島県監査委員 高野宏之
 22教財第1041号
 平成23年2月28日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直実
 福島県監査委員 野崎宏之
 福島県監査委員 高野宏之

福島県教育委員会委員長 関

定期監査に係る措置状況について(通知)
 平成23年 2月4日付け22福監第213号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法(平成22年法律第67号)第199条第12項の規定によりお知らせします。

(別紙)

いわき海星高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
○指摘事項 製作品の受払及び収入事務について、著しく適切でないものがある。 「事実」 1 平成21年度に校内において製作した物品の受払があったにもかかわらず、生産物製作品出納簿を作成して	左記の指摘事項に係る売却代金については、平成22年12月1日に「雑入」への調定を行い同日全額納入しました。今後は、生産物製作品出納簿により製作品の受払を適正に管理し、適正な収入調定及び現金出納を行うとともに、関係する複数の教職員で製作品の払出数と収

いいい。 2 さんま味付缶詰外5品目、1,251個の売却代金(96,030円)について、現金収納事務を行わず、金庫内に放置し、歳入の調定が次落している。 「是正・改善等の意見」 製作品の製造及び販売に当たっては、関係規程に基づき、生産物製作品出納簿を適正に作成し、収入調定及び現金収納を適正に行うとともに、内部牽制を強化すること。	入額のチェックを行うことにより適正な事務処理を行うよう、指導を徹底してまいります。
--	---

(別紙)

岩瀬農業高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
○指摘事項 高等学校授業料の収入未済が引き続き多額となっている。 「事実」 高等学校授業料について、前年度の定期監査で改善の指導を受けているにもかかわらず、「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づく徴収対策が十分とられていないため、職員調査日(平成22年10月8日)現在で納期限を3か月以上遅延し、未納となっているものが、平成21年度分で52件、702,900円と前年と比較して増加している。	左記の指摘事項については、今後も「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき適時適切に債権管理を行うとともに、面接指導・家庭訪問を繰り返して実施するなど、未納解消のため指導を徹底してまいります。

(監査総務課)

監査公表第 13号

地方自治法第252条の37第 1 項の規定により包括外部監査人が行った平成21年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 4月15日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 22 人 第 1960 号
 平成23年 2月28日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 保 様
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐藤 雄平 印

平成21年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
 このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第 6 項の規定に基づき通知します。

(別紙)

平成21年度包括外部監査の結果に対する措置の状況
 (農業振興に関する事務の執行について)

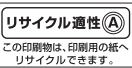
項目名	監査結果報告の内容(要旨)	措置の内容
農業総合センターの重要物品及び一般備品の管理	重要物品の管理 ① 廃棄済にもかかわらず手続をしておらず台帳から除却していなかったもの：1件 ② 備品シールに不備があったもの：1件 ③ 使用できる状態になく、使用予定がないにもかかわらず処分していいいもの：3件 ④ 使用可能だが使用しておらず、使用の予定もないもの：4件 ⑤ 故障中で修理のめどが立たないもの：1件 一般備品の管理	重要物品については、監査の指摘があった9件(左記「重要物品の管理」の①、③、④及び⑤。)の状態及び使用状況を確認した上で、物品の不用決定を行い、平成22年7月1日までに台帳から除却した。 重要物品で備品シールの不備が指摘された1件(左記「重要物品の管理」の②。)については、平成22年5月24日に修正した。 一般備品については、指

農業総合センターの劇薬の管理	<p>① 平成18年に農業総合センターに組織改編されたときに、引き揚げてしまった国からの事業に使用していたため、現在は使用されず保管されたままになっているもの：4件</p> <p>② 使用可能だが使用しておらず、使用の予定もないもの：4件</p> <p>③ 使用できる状態になく、使用予定がないにもかかわらず処分していいいもの：1件</p> <p>廃棄済にもかかわらず台帳から除却していなかったものについては早急に手続をすべきであり、備品本体に添付の備品シールに間違いのあったものについて早急に訂正すべきである。壊れているなど使用できなくなっているものについては廃棄の手続をすべきである。</p> <p>また、新しい機械を導入するなどして、既で使用していない、かつ、使用の予定もないものについては廃棄処分することも検討すべきである。</p>	<p>劇薬は物品出納簿で管理することになっっているが、日々の受払いについては「補助簿」と称したメモで管理し、一月分をまとめて受払いの状況を物品出納簿に転記している事例が確認された。本来、物品出納簿で日々の受払い自体を管理すべきものであり、財務規則に沿って、受払いの都度、物品出納簿で管理すべきである。</p>	<p>指摘があった9件の状態及び使用状況を確認した上で、そのうち5件の不用決定を平成22年7月1日までに行った。残りの4件については、試験研究等で使用する備品であるため、引き続き管理することとした。</p> <p>また、監査の指摘以降、上記以外の重要物品及び一般備品についても再度全部の洗い出しを行い、その状態及び使用状況を確認し、重要物品15件、一般備品10件の不用決定を行い台帳から平成22年7月1日までに除却した。</p>	<p>財務規則で定める物品出納簿の取扱いについては、消耗品及び原材料の払出しを消耗品・原材料伝票により行い、かつ、「払」の欄の整理を月ごとに行うことができるとしている。</p> <p>「補助簿」は、毒劇物を厳正に管理するために、農林水産部長通知(平成12年7月17日付け12農第904号)により、物品出納簿よりも詳細な情報を記すこととした帳簿であり、前述の伝票に相当するものである。よって、財務規則及び農</p>
----------------	--	--	--	--

<p>畜産研究所 本所の収入 事務</p>	<p>畜産研究所において、平成21年3月16日に豚5頭を250,000円で売り払う契約を締結した。代金の納期限は平成21年3月30日であり、代金納入を確認した後に豚の譲渡が行われる予定であったが、実際の入金日は平成21年4月16日であり、豚の引渡しも同日に行われた。</p> <p>生産物の売払いに当たっては、売払代金の納入の確認後に生産物を相手方に引き渡すことになっているが、納期限までに納入されないときは、遅延利息や納期限から実際の引渡日までにかかった飼料代等の飼育費用を請求できるように種豚譲渡要領を見直す必要がある。</p>	<p>林水産部長通知に沿って、物品受入れについては受入れの都度物品出納簿を整理し、物品払出しについては払出しの都度「補助簿」を整理の上、物品出納簿の「払」欄を「補助簿」により月ごとに整理し、毒劇物の管理を適正に行っていくこととした。</p>
<p>畜産研究所 本所の物品 の検収事務</p>	<p>畜産研究所本所は、福島県酪農業協同組合から飼料を購入しているが、法人の名称のみが記載された納品書が持参され、それを検収している。住所及び代表者名の記載がないため、一月分まとめて納入者の住所及び氏名が記載された納品書を別途徴し、物品検収調査としてしている。</p> <p>物品を受領するときは、納品書を受領し、納入者に対し物品受領書を発行するのが当然であり、その都度の納品</p>	<p>種豚譲渡要領に、納期限までに納入されない場合の遅延利息の納付規定、及び譲渡予定日から実際の引渡日までにかかった飼料代等の飼育費用を請求できる規定を追加する見直しを行った。</p>
	<p>監査の指摘を踏まえて、納入者に対し、その都度の納品書に住所及び氏名を記載するよう指導を行い、平成22年4月分以降は、住所及び氏名の記載された納品書を受領している。</p>	

<p>書が検収調査になるものである。よって、畜産研究所本所は、納入者に対してその都度の納品書に住所及び氏名を記載するよう指導すべきである。</p>	
<p>畜産研究所 養鶏分場の 物品の管理</p>	<p>養鶏分場において、平成21年2月4日にコピー用紙10箱分（18,900円）を一括購入していた。当該年度では2月から3月に必要なコピー用紙を購入し、4月以降については、新年度で計画的に準備・購入すべきである。</p>

(監査総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報
印刷所 株式会社 第一 印刷